

### 第35回大阪府環境審議会の開催結果の概要

日 時：平成19年11月30日(金)10:00~

場 所：武藤記念ホール

#### 1. 地黄湿地及び三草山大阪府緑地環境保全地域に係る保全計画の変更について ( 諮問・答申 )

大阪府自然環境保全条例第16条に基づき「緑地環境保全地域」として指定されている「三草山」及び「地黄湿地」に係る「保全計画」について、指定から相当年数が経過した現在、植生の変遷などにより適切な保全手法等も変わりつつあることなどから、以下の計画変更案について諮問があった。

##### 三草山について

保護すべき種を、現在のミドリシジミ類のみの指定から全動物種の指定に変更  
木竹の伐採方法及び限度を、“萌芽更新”、“年間2haを上限”とする。

##### 両地区について

現行では設置可能施設を柵や標識に限定しているが、作業小屋や観測施設等、保全に資する施設の設置も可能とする。

保全計画変更案について審議の結果、変更案のとおりとすることが適当との答申をいただいた

#### 2. 廃自動車認定が困難な場合の処分期間の短縮について( 諮問・答申 )

大阪府では、放置自動車により生ずる支障を速やかに除去することにより、府民の安全で快適な生活環境の保全及び地域の美観の維持を図ることを目的に、平成15年12月19日の環境審議会の答申を踏まえ、大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例(以下「条例」という。)を平成16年3月30日に制定し、平成16年7月22日に施行している。

条例では、自主撤去を促進させるために、所有者等を究明するための調査や所有者等への勧告や命令などが規定されているとともに、行政による処分を迅速に行えるようにするため、所有者等が不明で、廃自動車認定ができる場合には、警告書の貼付日から14日経過後に処分できることが規定されている。また、所有者等が不明であっても、廃自動車認定ができない場合には、公示から6箇月経過後に処分できることが規定されている。

この6箇月間の経過期間は、道路法や遺失物法及び民法を参考に設定したものであるが、参考としていた遺失物法が改正され、6箇月の経過期間が3箇月に短縮された改正法が平成19年12月10日に施行された。また、民法においても、6箇月間の経過期間が3箇月

間に短縮されている。

大阪府としては、放置自動車のより迅速な処理を行うため、遺失物法及び民法における改正を参考にして、条例第八条の「6 箇月間」の経過期間を「3 箇月間」に短縮することについて、審議会に諮問した。

審議の結果、変更案どおり、経過期間を3箇月間に短縮することが適当との答申をいただいた。

### 3 . 亜鉛含有量に係る排水基準の見直し及びほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて（答申）

本件は、7月に開催された第34回環境審議会において、知事から諮問があり、専門の見地からの検討を行う水質規制部会が設置され、検討されてきた。

この度、部会が取りまとめた報告について審議が行われ、答申をいただいた。

#### 【答申の主な内容】

##### (1) 亜鉛含有量に係る排水基準の見直しについて

- ・亜鉛含有量に係る許容限度は 2mg/L
- ・ただし、電気めっき業に係る事業場については、暫定排水基準として、5 mg/L を適用（施行日から5年間、既設事業場のみ）
- ・既設事業場については、しこうびから6ヶ月間は適用を猶予

##### (2) ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の見直しについて

###### 上乗せ条例に基づく暫定排水基準

上水道水源地域、海域、上水道水源地域・海域以外について、それぞれの排水実態に応じて、基準の強化等を実施

###### 生活環境保全条例に基づく暫定排水基準

法や上乗せ条例に基づく暫定排水基準の見直しにあわせ、6業種7区分で廃止、14業種14区分で強化

適用期間：法と同様、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間

上水用の原水の取水がなくなった1地域（茨木市内の佐保川の上流域）について、上水道水源地域から除外

### 4 . 温泉部会における決議事項の報告について（部会報告）

平成19年7月18日に開催された温泉部会で審議・決議された事項について、部会長代理から報告がなされた。

温泉法に基づく温泉掘削及び動力装置設置の許可申請15件全てについて許可することに支障なしとの報告があった

5. 「平成 18 年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策」に関する意見聴取について

「大阪21 世紀の環境総合計画」の進行管理の一環として、平成19年9月大阪府議会に報告した上記報告書により、「平成18年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策」について説明し、各委員からの意見聴取を行った。

6. 大阪府生活環境の保全等に関する条例一部改正の件（流入車対策関係）について

平成19年7月18日に開催された第34回環境審議会における「大阪府における流入車対策のあり方について」の答申を受け、平成19年9月大阪府議会において「大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」が可決されたので、その概要について報告がなされた。